

島根県病院事業中期計画

平成19年3月

島 根 県

目 次

I 計画の策定趣旨	1
1 中期計画策定の背景及び経緯	1
2 本計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
II 病院運営の基本方針	2
1 県立病院の果たす役割等	2
2 計画の重点項目	2
(1) 医療機能の充実	2
(2) 自立的経営の推進	2
(3) 職員の育成・確保	3
3 病院の運営体制等	3
(1) 運営体制のあり方	3
1) 簡素で効率的な組織づくり	3
2) 組織運営の基本的な考え方	3
(2) 一般会計負担のあり方	4
(3) 周辺医療機関との連携	4
(4) 民間委託や協働の推進	4
4 経営目標	5
(1) 中央病院	5
(2) 湖陵病院	5
III 病院運営の具体的取組	6
1 計画の重点項目に対する各病院の取組	6
◆中央病院	
(1) 医療機能の充実	6
1) 医療機能の充実・強化	6
①救命救急機能	6
②がん治療、緩和ケア機能	6
③周産期、新生児医療機能	6
④地域医療支援機能	7
⑤看護体制の充実	7
⑥急性期型病院としての機能の特化	7
⑦その他の医療機能	7
2) 安心・安全な医療の提供	8
①医療安全体制の充実	8
②医療情報管理体制の充実	8
③薬剤管理指導の充実	8
④医療機能評価の受審	8
3) 患者サービスの向上	8
①待ち時間対策の推進	8

②接遇の向上	9
③医療相談体制の充実	9
(2) 自立的経営の推進	9
1) 収益確保対策	9
①医業収益の確保	9
②未収金対策の推進	9
③未利用財産の売り払い	9
④一般会計負担金の確保	9
2) 費用節減対策	10
①契約の見直し	10
②統合物流の推進	10
③後発医薬品の導入推進	10
④光熱水費の削減	10
⑤業務委託の推進	10
3) 職員の意識改革	11
(3) 職員の育成・確保	11
1) 臨床研修機能	11
2) 職員研修等の充実	11
3) 勤務環境の充実	11
4) 宿舍の整備	11
◆湖陵病院	
(1) 医療機能の充実	11
1) 医療機能の充実・強化	12
①新病院の整備	12
②急性期治療体制の確立	12
③総合リハビリテーション機能の強化	12
④専門的医療の充実	12
⑤精神科救急医療機能の充実	12
2) 安全で効率的な医療の提供	12
①医療安全体制の充実	12
②病院統合情報システム（IIMS）の導入	13
③包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の推進	13
④医療機能評価の受審に向けた取組	13
3) 患者サービスの向上	13
①患者対応の向上	13
②療養環境の向上	13
③医療相談体制の充実	13
(2) 自立的経営の推進	13
1) 収益確保対策	13
①患者数の確保	13
②診療単価の確保	14

③未収金対策の取組	14
2) 費用節減対策	14
①適正な人員配置	14
②経費の節減等	14
3) 職員の意識改革	14
(3) 職員の育成・確保	14
1) 職員研修等の充実	14
2) 勤務環境の改善	14
3) 医療従事者の教育・研修機能の充実	15
2 病院の運営体制等に関わる取組	15
(1) 定員管理の考え方	15
(2) 給与の適正化	16
(3) 県民への情報提供	16
1) 診療に関する情報	16
2) 経営状況に関する情報	16
IV 事業計画	17
1 中期財政収支計画及び中期経営指標	17
(1) 中央病院 中期財政収支計画	17
1) 収益的収支	17
2) 資本的収支	17
3) 内部留保資金	17
4) 病院事業債残高	17
5) 設備投資計画	18
(2) 中央病院 中期経営指標	18
(3) 湖陵病院 中期財政収支計画	19
1) 収益的収支	19
2) 資本的収支	19
3) 内部留保資金	19
4) 病院事業債残高	19
5) 設備投資計画	20
(4) 湖陵病院 中期経営指標	20
2 定員管理に関する計画	21
V 進行管理	22
1 計画の推進体制	22
2 計画達成状況の公表時期	22
(1) 中間報告	22
(2) 最終報告	22
3 計画達成状況の公表方法	22

I 計画の策定趣旨

1 中期計画策定の背景及び経緯

県立病院は平成18年度末の運転資金の確保を目的とする、「第1次経営健全化計画」を平成15年8月に策定し、経営改善に取り組んできました。

その後、収益面では国の医療費抑制策や「中期財政改革基本方針」による一般会計からの負担の見直しが想定され、また費用面では退職者数の増加などが見込まれ、病院経営に大きな影響を与えることが予想されたことから、平成17年3月には「第2次経営健全化計画」を策定し、更なる経営改善に取り組んできたところです。その結果、資金収支は改善してきており、一定の成果を出すことができました。

しかし、平成18年4月の診療報酬の大幅なマイナス改定や、更なる医療制度改革の進展、県財政の厳しい状況による一般会計繰入金の基準の見直し、平成19年4月の地方公営企業法の全部適用の導入決定など、県立病院を取り巻く情勢が大きく変化してきています。

こうした状況の中で、県立病院の果たすべき役割を全うし、県民に対して恒常的に良質な医療を提供していくため、医療機能の充実、新たな経営目標を踏まえた経営の健全化、定員管理、収支計画などを盛り込んだ「病院事業中期計画」を策定することとしました。

2 本計画の位置づけ

本計画は、「第2次経営健全化計画」に代え、新たに中期的な視点から県立病院が今後進むべき方向性を明確にし、計画期間中の目標を盛り込んだ計画として策定するものです。

また、本計画は、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省公営企業課長通知）に基づく「中期経営計画」に相当するもので、平成18年2月に策定した「県行政に関する集中改革プラン」において平成18年度中に策定することとされている病院事業に関する計画でもあります。

3 計画の期間

平成19年度から平成22年度までの4年間の計画とします。

なお、国の医療制度改革や診療報酬の改定等の状況を踏まえながら平成21年度以降の事業計画について平成20年度に見直しを行います。

また、その他必要に応じて適宜見直しを行います。

II 病院運営の基本方針

1 県立病院の果たす役割等

県立病院は、これまで全県を対象とする高次医療機能を担い、地域の医療水準を向上させる役割を担ってきました。

その基本的役割としては、県内全域をエリアとした高度・特殊・専門医療や救急医療、大規模災害、原子力防災などの医療対応等の政策医療の実施、地域医療に対する積極的な支援及び県内医療従事者の研修・研究機能を果たすことなどがあげられます。

今後とも、地域の医療機関等との連携を一層推進するとともに、経営の健全化に努め、質の高い高度医療、政策医療等を効果的、安定的に提供し、県立病院としての役割と使命を果たしていきます。

2 計画の重点項目

前述の県立病院の役割を将来にわたって担っていくために、計画期間中に、(1) 医療機能の充実 (2) 自立的経営の推進 (3) 職員の育成・確保を重点的に推進していきます。

(1) 医療機能の充実

県立病院の役割として求められている政策医療や高度・特殊・専門医療の提供に関して、本県の医療情勢や県民の医療ニーズを踏まえた上で、政策医療担当部署とも十分な連携を図りながら、県立病院としての医療機能のあり方を絶えず見極め、中期計画等へ反映していく必要があります。

本計画策定時における県立2病院の政策医療や高度・特殊・専門医療の充実に対する県民等の要請は大変大きいものがあり、計画期間中に経営にも配慮しながら積極的に医療機能の充実に努めていきます。

(2) 自立的経営の推進

県立病院は地方公営企業として、公共性と経済性を両立させることが求められており、県民に対して恒常的に良質の医療を提供していくためには、安定的な経営基盤を確保する必要があります。

医療費抑制を基調とする医療制度改革の動きなど、病院経営をめぐる環境はますます厳しくなることが予想されますが、政策医療等の不採算部門等への地方公営企業法の規定の趣旨に基づく適正な一般会計負担を前提としながら、民間医療機関と同様な経営努力を行い、自立的な経営の確立に努めていきます。

そのために、民間的手法の活用や民間との協働を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用への移行を契機として、職員一人ひとりが、医療に携わる者としてコ

スト意識の徹底を進め、病院職員全員が経営に参画する意識を醸成し、病院運営に意欲を持って取り組めるやりがいのある病院づくりを目指していきます。

(3) 職員の育成・確保

医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の確保が困難な状況が発生しており、県民に提供する医療の質を確保・向上するためにも、病院職員が働きやすい環境を整備するとともに、専門医や専門看護師等の資格取得や職員研修の実施を積極的に行うなど職員にとって魅力的な職場づくりに取り組んでいきます。

また、病院の使命・役割を職員に徹底し、職員の業績や職務行動を評価することにより、職員の能力開発や職務改善につなげ、最終的には病院の社会的評価の向上に寄与するため、人事評価制度を試行しているところであり、試行結果を踏まえつつ制度の熟度を高め、本格実施を目指します。

さらに、一般行政職場との人事交流を行っている薬剤師等一部の医療従事職種及び事務職員については、高い専門性や病院事務に精通していることが求められることから、プロパー化や異動サイクルの長期化を検討します。

3 病院の運営体制等

(1) 運営体制のあり方

病院を取り巻く厳しい環境のもとで、県立病院としての役割・使命を果たしながら、良質な医療サービスを将来にわたって、県民に安定的に提供していくため、病院の運営体制を地方公営企業法の全部適用とし、病院に組織、人事などの権限と責任を集中し、制度改正や県民ニーズに対して、迅速かつ柔軟な対応が可能な運営体制を確保します。

1) 簡素で効率的な組織づくり

地方公営企業法の全部適用に伴い、病院運営の実質的な責任者となる病院事業管理者を置くとともに、新たに健康福祉部から独立した病院局を設置します。

また、病院事業管理者と病院局で本庁機能を有する本局は、中央病院内に置き、意思決定が迅速かつ柔軟に行われるよう簡素で効率的な組織づくりを行っていきます。

2) 組織運営の基本的な考え方

県立病院全体の運営方針や重要事項の決定等は、病院事業管理者、病院長、病院局局長等の職員で構成する「県立病院運営会議（仮称）」での協議を踏まえ、病院事業管理者が行うこととします。

また、中期計画や予算等で既に決定された方針に基づく具体的な病院運営につい

ては、基本的に病院長の権限で行えることとし、各病院の自主性に基づく運営を行っていきます。

(2) 一般会計負担のあり方

一般会計繰入金については、病院として担うべき政策医療や高度・特殊医療等にかかる経費について引き続き確保するとともに、病院の主体性を高め、かつ経営努力が反映できるよう必要な見直しを行います。

(3) 周辺医療機関との連携

圏域の保健所主催の医療機能分担検討会の場合などを通じ、医療機関相互の役割分担や病病、病診連携の強化を図るとともに、中央病院を核とした周辺地域や離島の病院、診療所において電子カルテが活用できる機能や、紹介、逆紹介など病病、病診連携を進めるための地域医療ネットワークシステム「医療ネットしまね」の拡大を図ります。

また、地域の医療資源の有効活用を図る観点から、こうしたノウハウを活かし、各圏域における医療情報ネットワークが構築できるよう、医療行政の推進に協力していきます。

※医療ネットしまね……インターネット網を利用して医療機関間で予約、紹介（逆紹介）、電子カルテ参照など診療情報の共有を可能にしたネットワークシステム

(4) 民間委託や協働の推進

これまでも業務の民間委託を推進してきたところですが、今後も民間委託が可能な業務については委託するとともに、民間との協働による病院づくりを進め、民間のノウハウを病院運営に活かし、質の高い医療の提供やサービスの向上を図ります。

また、企業としての病院運営という観点から、病院運営についてのノウハウを持った運営アドバイザーを民間から確保し、経営の改善や民間との協働による病院づくりを推進します。

なお、湖陵病院は、本県として初めて導入するPFI手法による移転整備を行い、民間のノウハウを活用した病院づくり及び施設維持管理等を進め、良質で効率的な医療の提供と患者サービスの向上を目指します。

※PFI手法……公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

4 経営目標

県立病院の役割を果たすため、本計画期間中は次のとおり経営目標を定めます。

(1) 中央病院

単年度資金収支を均衡させることを目標とし、平成18年度末と同規模の内部留保資金を確保します。

併せて経営状況をよりの確に評価する観点から下記算式による数値（本計画において「実質純損益」という）を用い、その計画期間中の黒字化を目指します。

$$\text{実質純損益} = \text{総収益} - (\text{総費用} - (\text{減価償却費} + \text{固定資産除却費} + \text{建設改良事業に係る繰延勘定償却費}) \times (a))$$

(a)：当該減価償却費等の基となる建設改良事業に係る一般会計からの繰入率

(2) 湖陵病院

新病院移転に伴い一時的に単年度資金収支が悪化し、数年にわたって内部留保資金が減少することが見込まれますが、経営健全化の取組を進め、平成22年度までには単年度資金収支が均衡することを目標とします。

Ⅲ 病院運営の具体的取組

1 計画の重点項目に対する各病院の取組

◆中央病院

(1) 医療機能の充実

本県の現状を踏まえると、県立病院として今後も、①急性期型病院として、県全域を対象とする高度・特殊医療 ②救命救急センター、総合周産期母子医療センター等の政策医療 ③地域医療の積極的支援 ④医療従事者の教育・研修機能などを担っていく必要があります、次のような医療機能の充実等について、経営面を考慮しながら重点的に進めていきます。

1) 医療機能の充実・強化

①救命救急機能

県の保健医療計画における機能分担を踏まえ、中央病院は各医療圏域で確保することが困難な三次救急機能を担っていく必要があることから、二次、三次救急を中心として担い、救命救急センター機能の充実を図るとともに、医師や救急隊員等の教育指導体制の強化を図ります。

②がん治療、緩和ケア機能

がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっていることから、がん対策を総合的に推進するため「島根県がん対策推進条例」が制定されたところであり、高度・特殊医療を担う中央病院においては、放射線治療の人的体制や高精度の治療機器の整備などがん治療の充実を図るとともに、乳腺外科の開設や緩和ケア体制の強化を行います。

また、地域の医療機関との診療連携や、患者さんなどに対する相談支援機能の充実を図ります。

※緩和ケア……………生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題などに関してきちんとした評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質、生命の質）を改善するためのアプローチ

③周産期、新生児医療機能

県内各地で産科医、小児科医不足が深刻な問題になってきており、中央病院の医師の負担が大きくなっていることや、県内唯一の総合周産期母子医療センターとしての機能を果たしていく必要があることから、医師の体制強化を図ります。

また、NICU（新生児集中治療室）の機能強化の観点から、その後方病床としての機能を持つ小児病棟の看護配置の充実を図ります。

④地域医療支援機能

中央病院は地域医療拠点病院に指定されており、地域医療支援を病院の基本コンセプトの一つとして推進していきます。

具体的にはしまね地域医療支援センターの施策（島根で働く医師を呼ぶ、育てる、助ける）に協力するとともに、へき地代診医派遣制度などにより地域医療支援を担っていきます。

また、地域医療支援病院の承認については、オープン病床の設置や紹介率、逆紹介率が要件とされていることから、紹介率、逆紹介率を高めながら、病床の稼動状況を踏まえ検討していきます。

※地域医療拠点病院……「島根県地域医療拠点病院取扱要領」に基づき、へき地診療所等への代診医等の派遣、医療機関従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業が実施可能な病院を知事が指定する

※地域医療支援病院……医療法に基づき、他の医療機関に対する医療機器や病床の提供による共同利用、紹介患者数の比率等、地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当する病院を知事が承認する

※オープン病床……中央病院以外の医療従事者が診療、研究または研修のために建物や設備等を利用すること

⑤看護体制の充実

医療の質や安全性の向上、経営基盤強化のため、病床数の見直しも行いながら、7対1入院基本料の施設基準の取得に向けて、計画期間中に段階的な看護体制の充実を図ります。

※7対1入院基本料の施設基準……患者さん7人に対して看護師1人を配置するもので、中央病院は平成18年度は10対1

⑥急性期型病院としての機能の特化

急性期型病院としての機能への特化を図るため、人間ドックや回復期リハビリテーションについては、他の医療機関における受け皿が確保されることを前提に計画期間中に廃止し、他の医療機関との機能分担を推進します。

その際、病床再編や病床規模についてそのあり方を検討します。

⑦その他の医療機能

- ・先進諸国に比べ日本の治験は遅れていることから、新薬が使われるまでには長い期間が必要となっています。患者さんが少しでも早く安全に新薬を使うことができるよう、治験への取組の充実を図っていきます。
- ・個々の患者さんの適切な栄養ケアを行い医療の質の向上を図るため、NCM（栄養ケアマネジメント）のシステム化及びNST（栄養サポートチーム）

活動を積極的に推進します。

- ・クリニカルパスの活用を推進することにより、患者さんにわかりやすい医療の提供に努めます。

※治験……………新しく開発された薬の人での有効性（効き目）や安全性（副作用）などを確認する臨床試験のことで、国から薬として承認を受けるために行う

※NCM……………個々人の栄養ケア遂行上の機能や方法、手順を効率的に行うためのシステム

※NST……………栄養ケアを医師、看護師、管理栄養士など多職種で実践するチーム医療

※クリニカルパス……………疾病の処置ごとに医師や看護師、薬剤師等の医療従事者が用いるための治療計画

2) 安心・安全な医療の提供

①医療安全体制の充実

医療の提供における最重要課題の一つである安全対策を一層推進するため、医療安全推進室を設置し、一元的に安全管理を推進します。

また、MEセンターを設置し、医療機器のライフサイクルに関わる窓口を一本化し、安全管理を徹底するとともに、医療機器管理の効率化を図ります。

※MEセンター……………医療機器に関して操作・保守点検・貸出及び修理対応をし、医療機器を効率よく安全に使用できるよう管理する機能

②医療情報管理体制の充実

企画情報機能と医療情報管理機能を統合し、情報システム管理室を設置し、カルテの質の向上、セキュリティ対策の推進、データ後利用の推進、院外ネットワークへの対応のための体制強化を図ります。

また、個人情報の適正な取扱いにより、患者さんのプライバシーに配慮した医療を行います。

③薬剤管理指導の充実

医療安全の確保の観点から、入院直後からの持参薬の確認や服薬指導など、薬剤管理指導業務の充実を図ります。

④医療機能評価の受審

質の高い医療を効率的に提供し、安全で安心な病院機能を確立するために、(財)日本医療機能評価機構による医療機能評価を平成20年度に受審します。

3) 患者サービスの向上

①待ち時間対策の推進

外来待ち時間の実態把握に努め、業務処理の合理化、クレジットカード払いの導入など支払い時間の短縮等により、待ち時間の短縮化に努めます。

②接遇の向上

患者さん本位の医療を提供し、病院に対する満足度を高めるため、職員に対して接遇に関する教育、研修を継続的に実施し、患者さんの立場に配慮した接遇が行えるように努めます。

③医療相談体制の充実

医療や福祉などの関係機関との相互理解を深めるとともに、研修などを通じ医療相談員の専門性を高め、患者さんなどに対する医療相談の充実を図ります。

(2) 自立的経営の推進

運営アドバイザーの設置や部門別原価計算システムの導入等により、経営管理体制の充実を図るとともに、病院の経営状況や今後の収支見通しについて病院や委託企業の職員へ周知し、一人ひとりの経営参画意識の向上を図りながら、以下に掲げる収益確保対策や費用節減対策を推進します。

1) 収益確保対策

①医業収益の確保

医療機能の充実を図りながら、未取得の施設基準や診療報酬改定に伴う新たな施設基準の取得に努めるとともに、平成18年4月から導入したDPCの分析・評価を実施し、適正な運用を推進します。

また、診療報酬請求漏れの防止や保険請求の査定減対策を徹底することにより、収益の確保を図ります。

※DPC（診断群分類別包括評価）……疾患分野及び手術、処置などの診療行為により、包括的に診療報酬を算定する制度

②未収金対策の推進

個人未収金については、患者負担の公平性等の観点から、電話や文書での催告を定期的の実施するとともに、強化月間を設定し、個別訪問による納付の促進を図ります。

③未利用財産の売り払い

老朽化や道路の拡幅のため取り壊した宿舍の跡地について、早期の売却に努め、収益確保を図ります。

④一般会計負担金の確保

地方公営企業法の繰入基準に基づく一般会計繰入金については、繰入額の定額化や建設改良費の計画期間中における総額設定などにより、事業執行の柔軟

性や繰入額の確保を図ります。

2) 費用節減対策

材料費や委託費などについて、コスト意識をもって徹底した見直しを行い、費用節減に努めます。

①契約の見直し

経費の削減や業務の効率化、より良質なサービス提供を目的として、業務委託契約等の長期継続契約の締結を推進します。

②統合物流の推進

医薬品、診療材料等について、購入から消費に至る院内の物流を一元的に管理し、官民協働で安全管理や医療現場の業務負担の軽減、コスト縮減を進めます。

さらに、物流管理システムを活用した在庫の適正化や物品コストの削減、医薬品や診療材料について、同種同等品や使用実績のない品目の削減を図ります。

③後発医薬品の導入推進

後発医薬品については、院内薬事委員会において安全性を十分確認し、可能な品目について積極的に導入を図っていきます。

※後発医薬品……………製薬会社が開発する薬の特許期間が過ぎた後に別の製薬会社が製造する同じ成分の安価な医薬品

④光熱水費の削減

職員の省エネ意識の啓発に努めるとともに、空調設備インバーターの設置、省エネ技術、省エネ機器の導入による使用電力量の削減や井水の活用など、光熱水費の節減を図ります。また、E S C O事業導入による省エネにより、光熱水費節減を図ることも検討します。

※E S C O (エスコ) 事業……………施設の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス (省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等) を提供する事業で、必要な費用は、E S C O事業者により保証された光熱水費の削減分で賄う事業

⑤業務委託の推進

民間の活用によりサービスの向上と経営の効率化を図ることが可能な業務について、業務委託を推進します。

3) 職員の意識改革

病院の経営状況や今後の収支見通しについて、病院や委託企業の職員へ周知し、一人ひとりの経営参画意識の向上を図りながら、病院全体及び部門毎の目標管理を行い、経営の健全化を推進します。

(3) 職員の育成・確保

1) 臨床研修機能

初期・後期臨床研修医の確保、養成は、中央病院の医師確保や県内の医師確保の観点から極めて重要であり、初期・後期臨床研修医の確保、養成に努めます。

特に、県内の将来の地域医療を担う医師の研修において中央病院の役割は極めて重要であることから、指導医を確保し、初期・後期臨床研修医の指導体制の強化を図ります。

2) 職員研修等の充実

質の高い医療を提供するためには職員の一層の資質向上を図る必要があります、また、診療報酬上の基準や各種加算等において、各種の研修受講や資格認定などが求められるようになっており、研修派遣などによる資格取得機会の拡大を図ります。

3) 勤務環境の充実

人員体制を整備し、医療機能の充実・強化を図ることは、医療従事者の労働環境の改善にもつながるものであり、医師等の確保対策の観点からも推進していきます。

また、医師などに女性職員が増加していることから、女性が働きやすい環境の整備について検討していきます。

4) 宿舍の整備

中央病院における研修医を含めた医師確保は、離島・中山間地域の医師確保のためにも重要です。勤務地の選択が全国に及ぶ医師を中央病院において確保するためには住環境の整備が不可欠であり、老朽化している医師宿舍の整備を進めます。

◆湖陵病院

(1) 医療機能の充実

「全員参加のチーム医療・連携医療の推進による良質かつ効率的な医療の提供」を指針として、湖陵病院が担うべき医療の質の向上を図るため、次の事項に取り組みます。

なお、湖陵病院は、平成20年2月に新病院へ移転し、県民にとって親しみやすく、気軽に受診してもらえる病院として「島根県立こころの医療センター」に生まれ変わります。

1) 医療機能の充実・強化

①新病院の整備

湖陵病院の移転改築に当たっては、病態に応じた多様な個室の整備などにより医療機能の充実を図るとともに、患者さんのプライバシーや利便性、快適性を備えた施設を整備することにより、患者サービスの向上を図ります。

②急性期治療体制の確立

急性期にある入院患者さんの早期退院・社会復帰を図るため、短期間に集中して治療する体制を整備します。

特に、本計画期間内の「精神科救急入院料」取得を目指します。

③総合リハビリテーション機能の強化

入院時からの退院支援及び退院後のフォローまでを総合的に支援する「総合リハビリテーション室」の相談部門、リハビリ部門、デイケア部門の各部門の充実と有機的な連携を推進し、機能強化を図ります。

④専門的医療の充実

重篤なため他病院では対応困難な患者さんの積極的な受け入れや、県内唯一の児童思春期病棟等を活かしたケア体制の充実を図るとともに、新病院では専門外来の充実等を図ります。

⑤精神科救急医療機能の充実

本県の精神科救急医療システムの中心的機能を果たすとともに、精神科救急情報センターとして24時間体制で患者相談等に対応するなど、精神科救急医療の基幹的機能の充実と促進を図ります。

2) 安全で効率的な医療の提供

①医療安全体制の充実

医療事故を防止するため、リスクマネジメントに関する人材の養成と組織横断的な体制の充実を図ります。

②病院統合情報システム（IIMS）の導入

安全で良質な医療を効率的に提供するために、新病院において「病院統合情報システム（IIMS）」の導入を図ります。

③包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の推進

患者さんから看護師への暴力行為などを回避し、安全に患者さんを保護するための組織的な対処方法として「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」の定着・充実を図ります。

④医療機能評価の受審に向けた取組

質の高い医療を効率的に提供し、安全で安心な病院機能を確立するために、(財)日本医療機能評価機構による医療機能評価の受審に向けた取組を行います。

3) 患者サービスの向上

①患者対応の向上

精神科固有の特性に配慮しつつ、病院の「主役」である患者さんの立場に立った医療が提供できるように、職員研修等を通じて適切な接遇やコミュニケーション能力等の向上に努めます。

②療養環境の向上

新病院では、個室病室の拡充やバリアフリーへの配慮などにより、安全で快適な療養環境を提供します。

③医療相談体制の充実

患者さんの退院支援や退院後のフォローについて、よりきめ細やかに対応するために、病棟担当制を強化するなどして医療相談体制の充実を図ります。

(2) 自立的経営の推進

新病院整備を活かして、新たな施設基準の取得などによる収益確保や、民間委託などによる経費節減に努めるとともに、経営方針や経営情報の周知などによる職員の主体的な取組を促し、安定した経営基盤の確保を目指します。

1) 収益確保対策

①患者数の確保

効率的な病床運用を図ることにより病床利用率の水準を維持するとともに、専門外来や退院患者さんのフォローの充実、精神科受診を容易にする取組などにより、患者数の確保を図ります。

②診療単価の確保

新たな施設基準の取得に努めるとともに、既に取得している診療行為についても、適切な医療を効率的に提供することにより、一定の診療単価の確保に努めます。

③未収金対策の取組

診療収入等の滞納について、湖陵病院の患者さんの特性等に配慮しつつ、発生の防止や解消を図る取組を継続して行います。

2) 費用節減対策

①適正な人員配置

人件費は費用の大きな部分を占めますが、新病院については、PFI手法による施設の管理及び給食部門の民間委託を行うほか、医療機能に着目した適正な職員配置を行います。

②経費の節減等

新病院整備に当たりPFI手法による民間ノウハウを活用して経費節減に努めることとしていますが、今後も医療内容や患者サービスの維持向上を図りつつ、業務方法や契約の見直しなどにより無駄を省き効率的な予算執行に努め、経費削減努力を継続します。

3) 職員の意識改革

職員の経営参画意識を醸成し、経営の健全化に主体的に取り組むため、経営情報の発行などによる職員への経営情報の周知を図るとともに、病院全体及び部門毎の数値目標による管理などを行います。

(3) 職員の育成・確保

1) 職員研修等の充実

病院が目指す医療機能の充実などに必要な人材を養成し確保するため、精神保健指定医研修など各種研修会及び学会・研究会等への積極的な派遣や院内での計画的な研修を行います。

2) 勤務環境の改善

人材確保の観点からも、包括的暴力防止プログラムの取組などによる勤務環境の改善や、新病院移転によるアメニティー環境の改善等を図ります。

3) 医療従事者の教育・研修機能の充実

医療従事者養成機関等と連携し、精神保健指定医の養成や将来の精神医療を担う学生実習の受入体制の充実を図り積極的な受け入れを行います。

2 病院の運営体制等に関わる取組

(1) 定員管理の考え方

医療法により医療に直接かかわる部分の委託が基本的に禁止されていることから、病院事業に要する医師、看護師をはじめとする医療スタッフの総数については、病院の医療機能のあり方によって大きく影響を受けます。

そのため、事務局等を中心に民間委託を積極的に推進するなど、定員の削減に努めながら、県民の医療ニーズを踏まえ、県立病院として必要な医療機能の充実のための医療スタッフを確保し、全体として適切な定員管理を行っていきます。

また、平成19年4月からの地方公営企業法の全部適用による組織改編に当たっても、事務局組織の簡素化と事務の集中化等により、必要最小限の人員配置に努めます。

平成20年2月に予定している湖陵病院の移転改築に当たっては、病棟再編及び病床の削減を行い、総定員を削減する中で、リハビリ機能を充実するなど必要な要員を配置していきます。

平成18年度の診療報酬改定で創設された7対1看護基準は中央病院において計画期間中に段階的な導入を進めますが、完全導入に際しては、看護師の大幅な増員も見込まれることから、回復期リハ病棟の廃止のほか、病棟再編や病床規模の見直しなどの増員の抑制対策を早期に検討します。

〈定員削減の取組〉

○PFI事業の導入

■湖陵病院の運営にPFI事業を導入 〈平成19年度〉

○民間委託の推進等

■調理業務の委託 〈湖陵病院 平成19年度〉

■施設管理、運転業務等の委託 〈中央病院 平成19年度〉

○組織の簡素化、事務の集中等 全適化に合わせて平成19年度以降実施

○病院機能の見直し

■病棟再編、病床数の削減 〈湖陵病院 平成19年度新病院移転時〉

■回復期リハ病棟の廃止 〈中央病院 ※平成22年度〉

※他病院等での受け入れ体制が整っていることが条件

〈医療機能の強化〉

○中央病院

- 救命救急センターの体制強化
- がん医療の充実
- 周産期医療の充実
- 臨床研修機能の強化
- 医療安全体制の強化等

○湖陵病院

- 総合リハビリテーション機能の強化
- 医療安全体制の強化等

(2) 給与の適正化

給与制度の見直しについては、知事部局の取組方針を基本にしつつ、給与情報等を公表することにより、県民との共通理解に立って見直しを行い、給与制度・運用・水準の適正化に取り組むこととします。

◆ これまでの取組等

項 目	実施年度
行政職等 5 5 歳、医療職 (1) 5 7 歳昇給停止	1 5 年度
退職手当の支給率 (割増調整率) の引下げ	1 5 年度
医師手当、放射線取扱業務従事手当の額の引下げ	1 6 年度
看護業務従事手当の廃止	1 7 年度
精神保健業務手当、病院業務従事手当の月額廃止	1 7 年度
変則勤務手当の廃止	1 8 年度

(3) 県民への情報提供

1) 診療に関する情報

県民が自ら医療機関を選択できるよう、ホームページ等の活用により、手術件数、分娩件数等の診療実績や専門医の有無等の情報を積極的に公開します。

また、県民が傷病や診療内容を正しく理解し、医療スタッフとの良好な信頼関係を築くことを目的に、カルテ等診療情報の適切な開示に努めます。

2) 経営状況に関する情報

病院局ホームページにおいて、事業概要、収支状況などの経営状況に関する情報をわかりやすく公開します。

IV 事業計画

1 中期財政収支計画及び中期経営指標

平成21年度以降の収支計画等については、国の医療制度改革や診療報酬の改定等の状況を踏まえながら平成20年度に見直しを行います。

(1) 中央病院 中期財政収支計画

1) 収益的収支

(単位:百万円)

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
医業収益	14,066	14,130	14,087	13,915	13,915	13,915
うち入院収益	9,609	9,814	9,845	9,719	9,719	9,719
うち外来収益	3,390	3,289	3,332	3,299	3,299	3,299
医業外収益	1,792	1,861	1,548	1,556	1,537	1,519
特別利益	8	5	0	0	0	0
総収益	15,866	15,996	15,635	15,471	15,452	15,434
医業費用	15,814	16,198	15,331	15,912	15,567	15,758
うち給与費	6,554	7,482	6,790	7,466	7,188	7,471
うち材料費	4,272	4,214	4,067	3,978	3,978	3,978
うち経費	2,404	2,418	2,541	2,524	2,518	2,520
うち減価償却費	2,392	1,979	1,780	1,823	1,793	1,699
医業外費用	864	1,005	838	830	806	773
特別損失	8	7	6	6	6	6
総費用	16,686	17,210	16,175	16,748	16,379	16,537
経常損益	▲ 820	▲ 1,211	▲ 534	▲ 1,277	▲ 927	▲ 1,103
純損益	▲ 820	▲ 1,213	▲ 540	▲ 1,283	▲ 933	▲ 1,109
償却前損益	1,767	872	1,369	646	955	679
実質純損益	862	117	661	▲ 96	209	▲ 28

2) 資本的収支

(単位:百万円)

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
企業債	642	489	974	471	589	1,842
一般会計出資金	948	1,017	1,071	1,156	1,179	1,123
その他	42	69	1	4	4	4
資本的収入	1,632	1,575	2,046	1,631	1,772	2,969
建設改良費	694	559	975	475	593	1,846
企業債償還金	1,498	1,632	1,738	1,929	2,001	1,891
その他		123				
資本的支出	2,192	2,314	2,713	2,404	2,594	3,737
差引額	▲ 560	▲ 739	▲ 667	▲ 773	▲ 822	▲ 768

3) 内部留保資金

(単位:百万円)

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資金残高	3,530	3,663	4,365	4,238	4,371	4,282

4) 病院事業債残高

(単位:百万円)

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総額	32,976	31,833	31,069	29,610	28,198	28,149

5) 設備投資計画

(単位:百万円)

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
設備投資計画	694	559	975	475	593	1,846

※中期財政収支計画の基礎数値

項目	基礎数値
入院収益	入院患者数については、病床利用率90%として見込んでいます。 1人1日当たり診療単価については、平成19年度は43,795円(平成18年度見込み単価)とし、平成20年度に△2%の改定及びDPC調整係数廃止を見込んでいます。
外来収益	外来患者数については、平成16年度～平成18年度(見込み)の平均患者数で見込んでいます。 1人1日当たり診療単価については、平成19年度は10,844円(平成18年度見込み単価)とし、平成20年度に△2%の改定を見込んでいます。

(2)中央病院 中期経営指標

項目	H17	H18	H22
平均在院日数(一般病棟)(日)	15.2	14.7	15.5以下
紹介率(%)	35.9	39.0	40.0以上
逆紹介率(%)	66.0	63.5	75.0以上
院外処方率(%)	70.1	75.9	85.0以上

注1 H18の数値は12月末累計

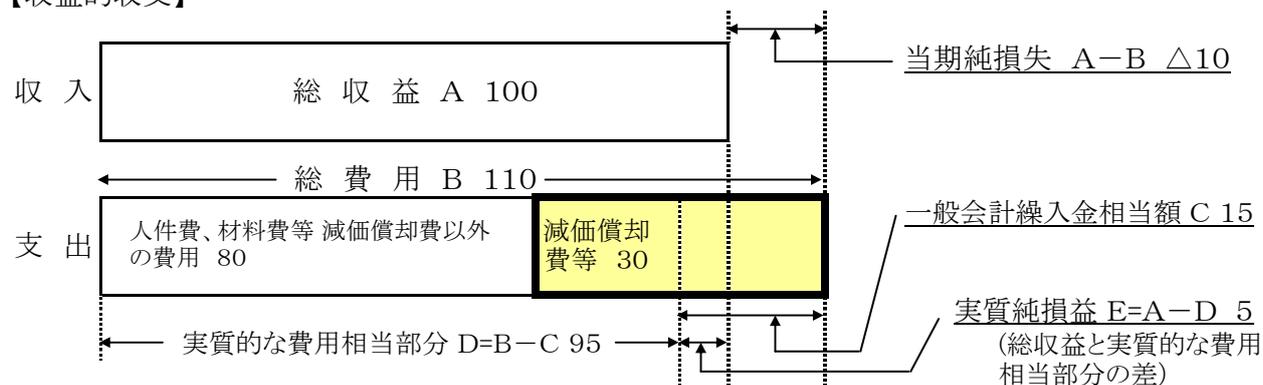
注2 平均在院日数は回復期リハ病棟廃止を見込んだ日数

実質純損益とは

●実質純損益(E) = 総収益(A) - (総費用(B) - 減価償却費等 × (a) (C))

(a): 当該減価償却費等の基となる建設改良事業に係る一般会計からの繰入率

【収益的収支】



【資本的収支】



(注1)減価償却費等

建物や医療機器などの償却資産について、既に支出した金額を、その支出の効果が及ぶ期間で按分した金額で、費用の計上年度には現金支出はない。(固定資産除却費、繰延勘定償却費を含む。)

(注2)一般会計繰入金相当額

減価償却費等の対象資産それぞれの費用について、注3の繰入割合で計算した額の合計額

(注3)資本的収支における一般会計繰入金

建設改良事業に係る企業債の元金償還金に対して下記の割合で一般会計から繰入れられている金額

- ・平成14年度以前の建設改良事業分:2/3
- ・平成15年度以降の建設改良事業分:1/2
- ・病院事業中期計画期間中の建設改良事業分:45%

(3)湖陵病院 中期財政収支計画

1) 収益的収支

(単位:百万円)

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
医 業 収 益	1,427	1,414	1,366	1,392	1,444	1,548
うち入院収益	1,124	1,122	1,078	1,088	1,114	1,194
うち外来収益	240	230	228	247	272	297
医 業 外 収 益	771	812	743	743	738	734
特 別 利 益	6	3	5	5	5	5
総 収 益	2,204	2,228	2,115	2,141	2,186	2,287
医 業 費 用	2,123	2,281	2,680	2,323	2,330	2,319
うち給与費	1,644	1,765	1,542	1,324	1,336	1,298
うち材料費	250	274	258	219	232	250
うち経費	161	173	239	527	521	526
うち減価償却費	59	57	53	241	229	232
医 業 外 費 用	41	51	31	165	162	159
特 別 損 失	6	5	5	5	5	5
総 費 用	2,169	2,337	2,716	2,494	2,498	2,483
経 常 損 益	35	▲ 107	▲ 601	▲ 353	▲ 312	▲ 196
純 損 益	35	▲ 109	▲ 601	▲ 353	▲ 312	▲ 196
償 却 前 損 益	94	▲ 51	28	▲ 112	▲ 82	37
実 質 純 損 益	94	▲ 51	28	▲ 112	▲ 82	37

2) 資本的収支

(単位:百万円)

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
企 業 債	160	84	5,623	5	5	5
一般会計出資金	103	119	248	316	253	240
そ の 他	0	120	0	0	0	0
資 本 的 収 入	263	323	5,871	321	258	245
建 設 改 良 費	188	114	5,628	83	19	17
企業債償還金	75	90	223	158	159	148
そ の 他	0	120	20	80	80	80
資 本 的 支 出	263	324	5,871	321	258	245
差 引 額	0	▲ 1	0	0	0	0

3) 内部留保資金

(単位:百万円)

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資 金 残 高	523	471	499	387	306	343

4) 病院事業債残高

(単位:百万円)

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総 額	414	408	5,808	5,655	5,500	5,358

5) 設備投資計画

(単位:百万円)

項 目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
設備投資計画	188	114	5,628	83	19	17

※中期財政収支計画の基礎数値

項 目	基 礎 数 値
入 院 収 益	<p>入院患者数は、新病院への円滑な移転のため移転前後では病床利用率を下げ、移転後は早期に95%とすることを見込んでいます。</p> <p>1人1日当たり診療単価は、平成18年度見込み単価を基本として、平成20年度の△2%改定及び新病院移転に伴う施設基準の変更等を見込んでいます。</p>
外 来 収 益	<p>外来患者数は、新病院移転後に段階的に増やし、平成22年度には1日当たり120人を見込んでいます。</p> <p>1人1日当たり診療単価は、平成18年度見込み単価を基本とし、平成20年度の△2%改定を見込んでいます。</p>

(4)湖陵病院 中期経営指標

項 目	H17実績	H18見込	H22見込
1日当たり入院患者数(人)	221	226	230人
1日当たり外来患者数(人)	93	91	120人
入院診療単価(円)	13,957	13,735	14,000円以上
外来診療単価(円)	10,551	10,344	10,000円以上
病床利用率(%)	85.6	87.5	95%
平均在院日数(日)	220.2	220日以内	200日以内
長期入院(1年以上)患者率(%)	55.9	56%以下	50%以下
退院率(3か月以内)(%)	69.2	70%以上	70%以上
新規患者率(急性期病棟)(%)	—	40%以上	40%以上
退院率(急性期病棟)(%)	—	40%以上	40%以上
措置患者等受入割合(%)	38.0	40%以上	40%以上
時間外等診療件数(件)	213	200件以上	200件以上

2 定員管理に関する計画

◆配置計画数

区分	年度	H18	中期計画期間			
			H19	H20	H21	H22
本局			7	7	7	7
中央病院		668	675	705	704	687
湖陵病院		171	174	142	140	139
計		839	856	854	851	833

※ この人員計画は、今後の各病院の医療機能の見直し、平成20年2月の湖陵病院の新病院開院後の状況、平成20年の診療報酬改定、中央病院の7対1看護基準の導入計画の策定等を踏まえて、平成20年度に見直しを行います。

【参考】

◆実人員数(集中改革プランベース) ※1

4月1日時点人員

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
病院会計職員数		841	860	833	831	828	810
修正 ※2	本庁人員	5	5				
	派遣職員等	▲ 32	▲ 33				
修正後実人員		814	832	833	831	828	810
対H17増減			18	19	17	14	▲ 4

※1 この表における人員数は、各年度の4月1日時点で病院会計に所属する正規職員の実人員数であり、配置計画数との関係は以下のとおりとなります。

なお、病院事業においては、看護師等の採用において、国家資格取得時期の関係で、5月1日採用となる者が多く、4月1日時点では、欠員が多数あり、実人員が配置計画数を下回る状況となっています。

→実人員(各年度4月1日時点) = 配置計画数(各年度) - 欠員数(各年度4月1日時点) + 定数外職員(各年度4月1日時点)

※2 平成19年度に病院事業を地方公営企業法の全部適用とし、組織の新設や他の地方公共団体への派遣職員等の所属の取扱いの変更を行うこととしています。

このため、平成19年4月1日に病院会計職員と一般会計職員との間で職員の入れ替えを行うこととなりますが、平成17年度からの病院会計職員の実質的な増減を見るために、平成17年4月1日、平成18年4月1日の実人員の修正を行うものです。

V 進行管理

1 計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、病院毎のアクションプランを作成し、進行管理を行います。

また、「県立病院運営会議（仮称）」において、目標の達成状況や取組の進捗を検証・評価し、計画の着実な達成を目指します。

2 計画達成状況の公表時期

(1) 中間報告 平成21年10月

(2) 最終報告 平成23年10月

3 計画達成状況の公表方法

県議会や病院局ホームページなどにおいて、事業概要、財務状況、一般会計等の関与、職員定数の状況、職員給与の状況等を公表します。

島根県病院事業中期計画

島 根 県

平成19年3月